

神戸市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の階層区分認定に関する事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び神戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年3月規則第68号。以下「細則」という。）その他法令に基づき、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第2条第2項第1号の利用者負担額の階層区分の認定に関し必要な事項を定める。

(市町村民税所得割合算額の対象となる者)

第2条 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条に規定する市町村民税所得割合算額の算定にあたっては、教育・保育給付認定保護者（教育・保育給付認定保護者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。以下同じ。）のすべての者（以下「算定対象者」という。）の課税額の合計額で算定するものとする。

(世帯の定義)

第3条 前条で、世帯とは、生計を一にする消費経済上の一単位をいう。ただし、算定対象者が就労等の事由により教育・保育給付認定保護者と住居又は生計を別にしてしている場合であっても、生計を維持し又は教育・保育給付認定子どもと監護の関係があると認められるときは、同一世帯とみなす。

(扶養義務者の定義)

第4条 第2条で、扶養義務者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育・保育給付認定子どもの直系血族及び兄弟姉妹
- (2) 教育・保育給付認定子どもにおいて三親等内の親族にあつて、家庭裁判所が特別の事情があるとして扶養の義務を負わせた者

(家計の主宰者の定義)

第5条 第2条で、家計の主宰者とは、教育・保育給付認定保護者が属する世帯の生計が、当該教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する扶養義務者（以下この条において「祖父母等」という。）の収入によって成り立っていると認められるときの者をいい、次の各号のような場合において、原則として祖父母等を家計の主宰者であると認め、算定対象者とするものとする。

- (1) 祖父母等と教育・保育給付認定子どもとで構成される世帯である場合
- (2) 教育・保育給付認定子どもの属する世帯で、当該教育・保育給付認定保護者の市町村民税が非課税及び収入の合計が103万円未満である場合であつて、かつ同居している祖父母等の所得が236万円を超える場合
- (3) 生計を維持していると認められる教育・保育給付認定保護者が、祖父母等の経営する事業に従事しており、いわゆる事業専従者である場合

(地方税の賦課期日において国内に住所を有しない者の階層区分の認定)

第5条の2 規則第2条第2項第1号の利用者負担額の階層区分の認定における、地方税の賦課期日において国内に住所を有しない者の地方税の額は、国外における収入を国内における収入とみなし算定する。

(負担額算定基準者に係る生計を一にする者の定義)

第5条の3 細則別表第1又は第2の備考で、生計を一にするとは、次の各号のような場合において、原則として生計を一にするものと認めるものとする。

- (1) 児童福祉法第4条第1項に規定する児童(以下、この条において「児童」という。)であって、児童と教育・保育給付認定保護者が同居しており、明らかに生計を異にするとは認められない場合
- (2) 児童であって、児童と教育・保育給付認定保護者が別居しているものの、教育・保育給付認定保護者が公的医療保険において当該児童を被扶養者としている又は所得税若しくは地方税において当該児童を扶養控除の対象としている場合
- (3) 児童に該当しない場合であって、教育・保育給付認定保護者が、公的医療保険においてその者を被扶養者としている又は所得税若しくは地方税においてその者を扶養控除の対象としている場合
- (4) 第1号から前号までに掲げる場合に類するものとして市長が認める状態にある場合

(階層区分変更の特例の申立て)

第6条 令第24条第1項に基づき、市長は、次の各号のいずれかに該当して、特定教育・保育等に要する費用を教育・保育給付認定保護者が負担することが困難であると認められるときは、特例として利用者負担額の階層区分の変更をすることができる。

- (1) 住家のり災により、不時のやむを得ない支出が必要になった場合。
- (2) やむを得ない失業、事業の倒産及びこれらに類する事由により、世帯の収入が著しく減少した場合。

2 教育・保育給付認定保護者が、前項の申立てを行うにあたっては、「利用者負担額の階層区分変更の特例の申立書」(様式第1号)によるものとする。

3 市長は、前項の申立てがあったときは、その理由を証する書類の提出を求める。

(対象期間)

第7条 前条の階層区分変更の特例の審査にあたっては、教育・保育給付認定保護者から申立てがあった日の属する月の翌月(月の初日に申立てがあったときは、申立てがあった日の属する月)分からの対象とする。

2 前条による階層区分変更の特例の対象期間は3か月間を限度とする。

ただし、3か月を経ないときであっても、申立ての事由が消滅したなど、理由に係る状況に変更があった場合は、原則として、その変更のあった月までを対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、引き続き申立ての事由に係る状況に変更がなく、市長が必要と認めるときは、3か月を超えない範囲で更新することができる。

ただし、当該特例の適用は、通算して最長で1年間とする。

(認定)

第8条 第6条第1項第1号の理由にあつては、住家がり災(全半焼・全半壊)した場合にあつて、その被害額が、算定対象者の前年の所得額の合計額(特定教育・保育のあった月が1月から8月までの場合にあつては、前々年の所得額の合計額)に比して2割を超え、かつ50万円を超える場合に認定するものとする。

ただし、り災の発生後、1年を経過していないものに限る。

2 第6条第1項第2号の理由にあつては、算定対象者の前年の所得額の合計額(特定教育・保育のあった月が1月から8月までの場合にあつては、前々年の所得額の合計額)が800万円以下で、当該所得額合計額に比して、申立てがあった日の属する月の翌月(月の初日に申立てがあったときは、申立てがあった日の属する月)からの3か月の収入をもとにした12か月分の算定対象者の所得額合計額の見込みが5割以上減少する場合に認定するものとする。

3 前項の所得額合計額の見込みの推計にあつては、雇用保険の失業等給付等は合算しないものとする。

(変更内容)

第9条 第6条第1項第1号の理由にあつては、細則別表第1の1A1階層の世帯及び同別表第2のA階層の世帯を除き、同別表第1に該当する世帯においては1A2階層、同別表第2に該当する世帯においてはB階層に認定する。

2 第6条第1項第2号の理由にあつては、申立てがあつた日の属する月の翌月（月の初日に申立てがあつたときは、申立てがあつた日の属する月）からの3か月の収入をもとに12か月分の算定対象者の所得額合計額を推定し、その市町村民税額に基づき利用者負担額の階層認定を行う。

(通知)

第10条 市長は、前条の認定によって当該教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に関する事項を変更する必要があると認めるときは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対して、変更後の利用者負担額に関する事項を通知する。

(負担対象額の特例)

第11条 第9条の認定を受けた教育・保育給付認定保護者の当該月における細則第3条及び第4条に規定する額は、細則別表第1及び第2にかかわらず、第9条の認定における階層区分変更後の利用者負担額とする。

(県の補助による減額の特例)

第11条の2 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に基づき、市町村民税所得割合算額が以下の範囲の教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、各号のとおりとする。

(1) 市町村民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、細則別表第2の規定にかかわらず、3歳未満児の第1子の利用者負担額は、保育標準時間認定にあつては6,200円、保育短時間認定にあつては6,100円とする。

(2) 市町村民税所得割合算額が48,600円以上66,600円未満である教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、細則別表第2の規定にかかわらず、3歳未満児の第1子の利用者負担額は、保育標準時間認定にあつては10,300円、保育短時間認定にあつては10,000円とする。

(寡婦（夫）控除のみなし適用の申出等)

第12条 細則別表第1備考8及び別表第2備考9の申出を行う教育・保育給付認定保護者は、「寡婦（夫）控除のみなし適用に係る申出書」（様式第2号）に当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定子どもの戸籍事項全部事項証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、当該教育・保育給付認定保護者から前項の申出があつた場合は、必要な審査を行い、教育・保育給付認定における利用者負担額の階層区分を変更することができる。

3 当該教育・保育給付認定保護者が、前項の規定により決定された期間を超えて、引き続き寡婦（夫）控除のみなし適用を受けようとする場合は、第1項に規定する申し出を改めて行わなければならない。

(施行細目の委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 平成28年3月末日までに行った第6条の階層区分変更の特例に係る申立てについては、第7条第1項の規定にかかわらず、階層区分変更の特例の申立てを行うべき理由の起きた日が平成26年度であるときは4月1日に申立てがあったものとみなし、平成27年度であるときは理由の起きた日に申立てがあったものとみなす。

(階層区分変更の特例の対象外)

第3条 神戸市立幼稚園に在園している者の教育・保育給付認定保護者については、神戸市立学校の授業料等に関する条例(昭和25年12月条例第220号。以下「条例」という。)第6条第1項第4号、同条第2項第2号、第8条から第9条並びに条例施行規則(昭和27年6月教育委員会規則第20号)第9条第1項第3号から第5号、第9条第2項第2号から第5号、第10条第1項及び第3項及び第4項、第11条、第12条第4項及び附則(平成27年3月31日教委規則第8号)第7条備考9の規定を適用する。この場合において、第6条から第11条の規定は適用しない。

(保育所徴収金要綱等の廃止)

第4条 この要綱の施行をもって、神戸市保育所徴収金要綱(昭和62年4月1日施行)及び保育所徴収金軽減施策実施方針(平成3年4月1日施行)は廃止する。

ただし、平成26年度までの保育所入所に係る保育所徴収金に係る事務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月1日から適用する。

様式第1号 利用者負担額の階層区分変更の特例の申立書(第6条関係)

様式第2号 寡婦(夫)控除のみなし適用に係る申出書(第12条関係)

利用者負担額の階層区分変更の特例の申立書

年 月 日

神戸市長 及び 福祉事務所長 宛

子ども・子育て支援法施行令第24条第1項及び神戸市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の階層区分認定に関する要綱第6条の規定に基づき、利用者負担額の階層区分変更の特例を申し立てます。

保護者	フリガナ			印	男・女	生年月日	
	氏名/名前					年	月
	自宅電話		父携帯		母携帯		
	現住所	神戸市 区					

フリガナ		
子どもの氏名/名前 (性別、生年月日)	(男・女、 年 月 日生)	(男・女、 年 月 日生)
施設・事業所名	(<input type="checkbox"/> 利用中、 <input type="checkbox"/> 待機中)	(<input type="checkbox"/> 利用中、 <input type="checkbox"/> 待機中)

事由発生年月日 年 月 日

申立理由

- 住家のり災
- 全壊 半壊 全焼 半焼 床上浸水
- その他 ()
- 被害額 () 円

上記のり災の状況及び被害額については、挙証資料が整い次第、提出します。

- 収入の著しい減少
- 失業 事業倒産
- その他 ()

申立て日の属する月の翌月から3か月の収入について、確定次第、提出(申告)します。
(申立て日が一日のときは、その当月分から3か月)

その他 (階層区分変更の特例を申し立てる理由、現在の収入状況等をできるだけ具体的にご記入ください。)

[]

寡婦(夫)控除のみなし適用に係る申出書

年 月 日

神戸市長 宛

申出者(教育・保育給付認定保護者) ※以下の内容に同意の上署名・押印ください。

フリガナ		印	生年月日
氏名 / 名前			年 月 日
現住所	神戸市 区		
連絡先	(<input type="checkbox"/> 自宅電話 <input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯)		

当該申出に係る小学校就学前子どもについて

フリガナ		保護者との続柄	生年月日
氏名 / 名前			年 月 日
現住所	<input type="checkbox"/> 保護者と同じ <input type="checkbox"/> 異なる ()		
施設・事業所名	(<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中)		

私は子どものための教育・保育給付に係る認定における利用者負担額の階層区分認定にあたり、寡婦(夫)控除のみなし適用の対象として、添付書類を添えて、以下のとおり申し出ます。

私は、所得を計算する年の12月31日(現況日)及び申出日現在、次の(1)～(3)のいずれかに該当していることを申し出ます。(該当番号を○で囲んでください)

- (1) 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない母であり、扶養親族又は生計を一にする子を有している人
- (2) (1)であり、かつ扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の人
- (3) 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない父であり、生計を一にする子がおり、合計所得金額500万円以下の人

※ この場合の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。また、現況日後に生まれた「子」は対象外のため、0・1歳の場合はご注意ください。

※ 上記申出状況が変わり、該当しなくなった場合は、みなし適用を取消します。

※ 私は、寡婦(夫)控除のみなし適用に関して、確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当に関する情報を確認すること及び戸籍状況を確認することに同意します。また、申請内容に虚偽があった場合、寡婦(夫)控除のみなし適用を取り消し、当該申請において適用された利用者負担額の減額分又は給付額の追加分等の全額を返還することに同意します。

【添付書類】

- 1 申出者(教育・保育給付認定保護者)・子の戸籍全部事項証明書
- 2 このほか必要に応じて、住民票、課税証明書などみなし適用に必要な書類の提出を求められることがあります。

【注意事項】

- ・現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦(夫)控除を受けている方、生活保護受給者、非課税の方又は市外で教育・保育給付認定を受けている方は対象外です。
- ・みなし適用を実施しても、結果として利用者負担額の減額にならない場合があります。
- ・この申出書は、子どものための教育・保育給付に係る認定においてのもので、その他の事業でみなし適用を受けるには、別に事業ごとに手続きが必要です。